

# 障害基礎年金 相談票

基礎年金番号 —	相談日 担当者	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )
フリガナ 氏名	様	連絡先	— —				
生年月日	昭・平・令 年 月 日	来庁者	続柄( )				

<b>医療機関受診履歴</b>		※傷病名と診断された日が初診日とならない場合もあります。体調に異変を感じ、通院された全ての病院を記載してください。					
医療機関名	傷病名	通院期間	治療内容・処方内容				
1 初診		年 月 日 ～ 年 月 日					
2		年 月 日 ～ 年 月 日					
3		年 月 日 ～ 年 月 日					
4		年 月 日 ～ 年 月 日					

<b>ヒアリングシート(請求の意向)</b> ※以下は窓口にて記載していただく項目です。			
初診日	年 月 日 <small>※該当傷病で初めて病院にかかった日</small>	障害認定日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 20歳到達日 <input type="checkbox"/> 初診日から1年6か月を過ぎた日 <input type="checkbox"/> 初診日から1年6か月以内に症状固定した日
納付要件	令和 年 月 日 藤沢年金事務所お客様相談室 ( )様		<input type="checkbox"/> 20歳前障害 <input type="checkbox"/> 初診日の属する月の前々月まで1年間未納がない <input type="checkbox"/> 初診日の属する月の前々月まで3分の2以上納付がある
初診日	(A) 生来の知的障害 (B) 初診日が18歳6か月より前 (C) 初診日が18歳6か月以上、20歳未満 (D) 初診日が20歳以上		
希望する請求方法	<input type="checkbox"/> 認定日請求を希望する — <input type="checkbox"/> 認定日時点の診断書が作成できる — <input type="checkbox"/> 認定日時点の診断書が作成できる かつ 認定日から1年以上経過している		
	<input type="checkbox"/> 事後重症請求を希望する	➡	<input type="checkbox"/> 病院が廃院しているため、診断書の作成できない。 <input type="checkbox"/> カルテが残っていないため、認定日時点の診断書を作成できない。 <input type="checkbox"/> 認定日時点で、障害年金の等級に該当しないため。 <input type="checkbox"/> その他( )
子加算	<input type="checkbox"/> 有 (子とは18歳の到達年度末までの子、または20歳未満で障害のある子) <input type="checkbox"/> 無		
診断書	<input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 眼 <input type="checkbox"/> 聴・鼻・平・そ・嚙・言 <input type="checkbox"/> 呼吸器 <input type="checkbox"/> 循環器 <input type="checkbox"/> 腎・肝・糖 <input type="checkbox"/> 血・造・その他		
被保険者記録照会回答票	【既に基礎年金番号が付番されている方】		【現時点で基礎年金番号が付番されていない方】
	<input type="checkbox"/> 確認しました		<input type="checkbox"/> 20歳到達日で初めて基礎年金番号を取得します

私は、以下について確認しました。障害基礎年金の請求について、この相談票に基づき手続きを進めます。

- |   |          |
|---|----------|
| <input type="checkbox"/> 障害基礎年金相談票の内容について間違いありません。    | 令和 年 月 日 |
| <input type="checkbox"/> 請求は必ず通るものではないことを理解しています。     | 請求者 氏名   |
| <input type="checkbox"/> 審査の結果、書類が返戻となる可能性があります。      | 代筆者 氏名   |
| <input type="checkbox"/> 審査により、初診日や認定日が変更となる可能性があります。 |          |
| <input type="checkbox"/> その他( )                       |          |

**※市役所窓口では、手続きの形式的な確認を行います。審査については日本年金機構の認定医により行われます。**